

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

相続税はちょっとした工夫で節税できます！

Q 相続税の基礎控除の減少など、**相続税の大増税が間近に迫っている**と、新聞等で報道されています。今すぐに相続が発生するわけではありませんが、将来に向けて今から準備しておこうと思います。**相続税の節税のために、今から手軽に始められる工夫**としては、どのようなものがあるでしょうか？

解説

相続税は、対象となる財産を評価額の低いものに換えたり、贈与税の制度を上手に活用することで、効率的に節税をすることができます。節税対策には以下のように大きく二つに分けることができます。

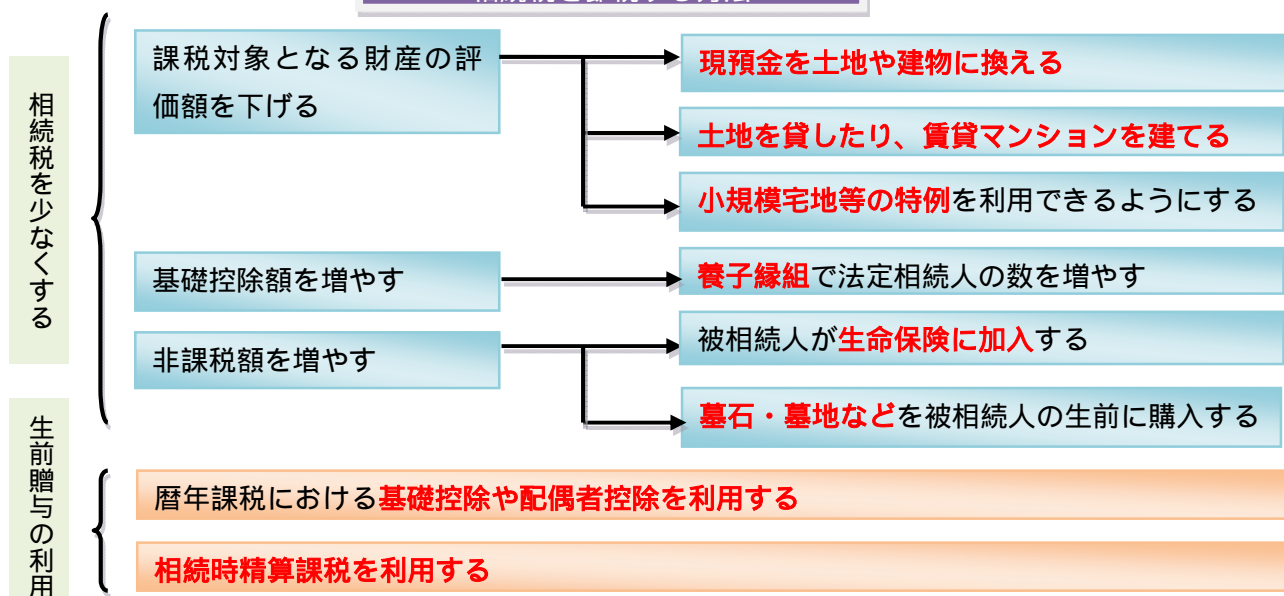
1. 相続税を少なくする方法

相続税の対象となる財産を**評価額の低いものに換えたり**、**非課税の財産を増やしたり**することで、相続税の軽減を図る方法。

2. 生前贈与を利用する方法

贈与税の暦年課税における**基礎控除**や**配偶者控除の特例**、**相続時精算課税**を利用した節税方法。

相続税を節税する方法



3. 注意点

現預金等を土地等に換えることで相続税対策にはなりますが、その結果、**納税資金がなくなるとは元も子もありません**。また、税法はたびたび改正されるので、**なるべく複数の節税策を並行して利用することが大切です**。

要するに...

相続税対策は気軽に行えるものから、財産保有会社を設立するような大がかりなものまで、人によってさまざまなものがあります。一日でも早く相続税の有無など**現状を把握**し、必要に応じて、**効果的なものから、長期的視野で対策をおこなう**ことが大切です。